はじめに
「働く」ということの意味を求めて——自己実現のために

「働くこと（労働）」は、人間が何かに働きかけて、その結果が人間生活に役立つことです。そして、それはまた、「働いた」人間自身が、その「働き」を通じて自分を成長させていくことにつながります。「働く」人間と「働きかけられた」対象との相互作用で、今までになかった「何か」が生み出され、それが人間社会の役に立つとき、それは「有用な労働」とみなされます。ここではっきりさせておきたいことは、筆者たちが本書で考える「労働」とは、かならずしも金銭的な利益をもたらすものとは限らない、ということです。

今の資本主義社会において人間は「労働」によって「賃金」をもらう活動をし、それが「有用な労働」と考えられています。この「賃金」は労働の価値（対価）として支払われますが、それぞれが分業された仕事の価値づけによって、また働く人の生産性や効率性によって決められていきます。ところで、私たちが、日頃使っている物や形のサイズはどのように決められたのでしょうか。効率性や生産性の観点から多くの人が使いやすいサイズに決めら

れています。そして、その基準からはずれた人や効率的でない人が障がい者とされたのです。そこでの基準である効率性や生産性は、金銭的な利益につながる価値を指しています。

労働について前述のように、「働く」人と、「働きかけられた」対象との相互作用でこれまでになかった「何か」が生み出され、それが人間社会の役に立つということと規定しました。しかし筆者たちは、本書の中では、「働く」ことは「一般就労」と同じではないし、「労働」が「賃労働」だけだとは考えていません。重度の障がいのある海くんのお母さんのお話（第一章二節）は、彼の目の輝きがお母さんや家族に力を与え、お母さんの労働の支えになっていることを教えています。筆者たちの定義では、海くんの「笑顔」は労働にほかなりません。

筆者たちは、本書の中で、「働く」という言葉をキーワードに、障がいのある人の多様な生き方、さまざまな自己実現に焦点を当て、労働、仕事、働くこと、生きることについて、そして障がいのある人を取り巻くさまざまな課題について考えていきたいと思っています。

日本も資本主義社会ですから、「働いて」お金を「稼い」で自分で自分の生活を支えることが一般的に求められます。これは、障がいのある人にとっても当たり前であると考えられてきました。「一般就労」することを重視した政策が、二〇〇六（平成一八）年から施行された「障害者自立支援法」（以下「自立支援法」という）です。この法の下では、これまで法制的に縦割りになっていた三障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかる

サービスを一元化しましたが、その主要な目的は障がいのある人の「就労」にあります。この法律は、その目的に、障がい者の「能力及び適性」に応じて日常生活や社会生活を営むことができるよう支援すると謳っていました（この箇所は、二〇一〇（平成二二）年十二月に削除されました）。つまり能力や適性の認められない者は働くための支援に値しないということです。第二章で述べるT君の一一年間にわたる取組みは、「能力や適性」では計り知れない支援の力を感じさせます。同法律では、障がいの重い人に対するサービスも準備されていますが、障がいのある人の多様な生き方・社会参加や可能性を保障するというよりも、できる限り障がいのある人を「一般就労」させることに重点を置いているように思えます。

本書では、それぞれの執筆者が関わっている「働く場」を取り上げています（第三章　第一節・社会福祉法人はなさきむら、第二節・ＮＰＯ法人ウイングかべ、第三節・障害者就業・生活支援センターきら）。それぞれがユニークな取組みと独自のスタイルをもっています。その実践をお読みいただければ、障がいのある人の支援者が、障がいのある人が働くという課題を、地域との関係の中で捉える視点を持ち合わせる重要性に気づいていただけると思います。地域とのつながりのなかで障がい者の労働を捉えると、生産者やサービス提供者として、地域住民である消費者との対等な関係を結ぶことができます。そのことはかつて日本の各地域で当たり前に結べていた「お互いさま」の関係を取り戻すことであり、人間関係

の広がり、つまり生活の幅が広がることにつながるでしょう。

地域で障がい者が普通に暮らすことで、地域が豊かになるのです。障がい者の存在そのものが労働である、ともいえるのではないでしょうか。

目黒　輝美
佐々木哲二郎
泉　浩徳

生きている　働いている

――障がい者の就労を地域で支える――

目　次

はじめに……目黒輝美・佐々木哲二郎・泉　浩徳　1

第一章　「働く」ということの意味について……目黒輝美・佐々木哲二郎　9

第一節　自然と労働……10

第二節　仕事と稼ぎ……13

1　障がいのある人にとっての「労働」の意味を考える　15

2　「働く」ことと「就労する」こと、「稼ぐ」こと　18

第二章　障がいと就労……佐々木哲二郎・目黒輝美　21

第一節　「就労する」ことの意味……21

1　働くための二層構造　22

2　作業所からみる自立支援法の問題点　23

第二節　障がいのある人の「就労」を歴史的にみる……26

第三節　「一般就労」と障がい……33

1　障がいのある人の「一般就労」を進める三つの要素　33
2　「労働」観　36
3　知的障がいのある人　39
4　精神障がいのある人　43

第三章　お互いさまの関係をつくる……泉　浩徳　66
第一節　社会福祉法人はなさきむら……目黒輝美　66
第二節　NPO法人ウイングかべ……佐々木哲二郎　100
第三節　障がい者就業・生活支援センターきら……泉　浩徳　110
1　雇用と福祉　110
2　障がい者就労と成年後見制度　115

第四章　障がいのある人にとっての社会参加の意味……目黒輝美・佐々木哲二郎　123

おわりに……目黒輝美・佐々木哲二郎・泉　浩徳　128
参考文献……131